

町内会長及び連合町内会長表彰事務取扱要綱

昭和58年4月1日

(総則)

第1条 永年在職の町内会長及び退職した町内会長、連合町内会長の表彰については、市民表彰事務取扱要綱(昭和49年4月1日制定)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会長とは町内会、自治会等の住民自治団体の長をいう。
- (2) 連合町内会長とは、単位地域住民自治団体の連合体の長をいう。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 表彰状は、10年以上町内会長の職に在職した者に対して授与する。
- (2) 感謝状は、引き続き2年以上町内会長又は連合町内会長の職に在職した者に対して、その者が退職したときに授与する。

2 前項の規定にかかわらず、1年以上町内会長又は連合町内会長の職に在職している者が死亡したとき、又は前項第2号に該当する者が感謝状を授与される前に死亡したときは、感謝状を当該死亡者の遺族に授与する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 町内会長表彰事務取扱要綱(昭和49年10月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。